

仕 様 書

1 件名

「東京手仕事展」PR業務委託

2 委託業務の目的

東京の新しい伝統工芸品の製作と国内外への販路開拓を総合的に支援していくことを目的に本年度から事業化された「伝統工芸品の商品開発・普及促進プロジェクト」(以下「東京手仕事」)として初の単独展示を行う。展示会の効果を高め、来場者の掘り起こしを図るためPR業務を委託する。

3. 展示会概要

- (1) 名称 「東京手仕事展」
- (2) 場所 伊藤忠青山アートスクエア 港区北青山 2-3-1 シーアイプラザ B1F
- (3) スペース 全体面積 234.77 m² 店舗面積 203.5 m²
- (4) 日時 平成 28 年 4 月 23 日 (土) から 4 月 30 日 (土) まで
11 時から 19 時まで (最終日は 17 時まで)

4 委託内容

- (ア) 公共交通機関への車内広告
都営大江戸線 7 日間 5 0 0 枚 B 3 版
- (イ) 新聞一般紙への掲載
読売新聞 東京本社版 半 5 段広告
- (ウ) その他の事項
 - ・データは会社が提出するものを使用すること。
 - ・掲載日については集客に効果的な日程を会社との打ち合わせにより決定すること。

5 納品期間

平成 28 年 4 月 30 日

6 納品場所

(公財) 東京都中小企業振興公社 (以下「公社」とする) が指定する場所

7 成果物・秘密保持について

- (1) 本業務における成果物 (納品物及び中間成果物を含む) については、本業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積、他の目的に使用しないこと。
- (2) 本件業務の提案から履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1) 及び (2) の提案は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

8 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

9 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 情報公開について

振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

(1) 表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

11 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

12 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

13 支払い方法

委託業務完了を確認後、請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。

14 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

15 連絡先

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課
伝統工芸品普及促進プロジェクト事務局 張・山田
電話 03-3251-7881 FAX 03-3251-7888